

被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは・・・

(地震直後の二次災害を防止するため)
地震により被災した建物が、その後発生する余震等で倒壊したり、建物の瓦や看板等が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあります。
そのため、発災後すぐに市町村の指示により、二次災害を防止するために、応急危険度判定員が、被災建物が使用できるか否かを応急的に判断を行います。
この判定は、被災証明のための被害判定ではありません。

応急危険度判定員とは・・・

応急危険度判定員は、行政職員又は建築技術者で、身分を証明する「被災建築物応急危険度判定士登録証」を携帯しています。(訪問した際は、調査にご協力ください。)

調査結果の表示は・・・

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。
判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

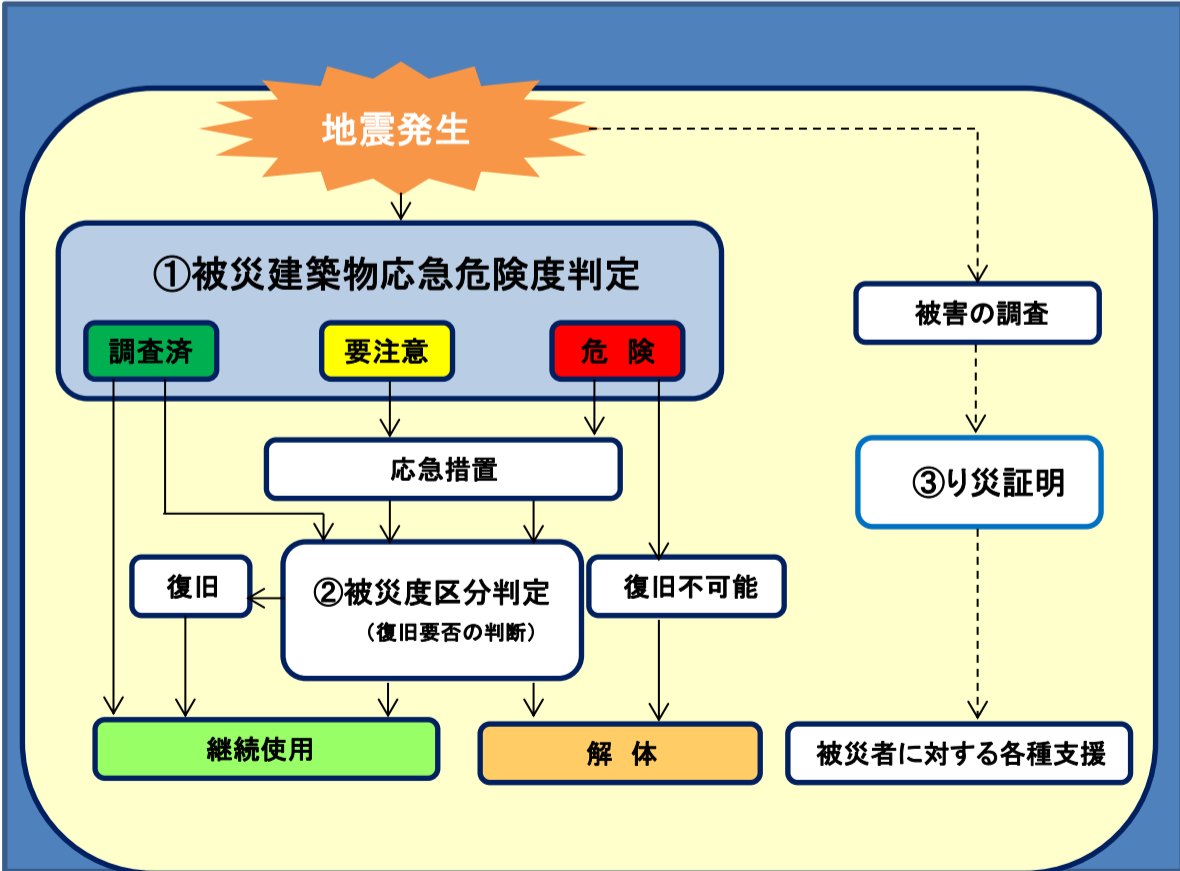
建物に大きな地震被害が発生した場合、下記のような調査結果表が、玄関先等に表示される場合があります。(当面の間、掲示ください。)
実施は、地震の規模・地区により異なります。



- 調査結果は、3種類の判定ステッカーで建物の出入口等に表示します。
- 危険** この建物に立ち入ることは危険です。
 - 要注意** この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。
 - 調査済** この建物は使用可能です。

地震被災後の建築物の判定には3種類あります。

- ①被災建築物応急危険度判定(地震直後できるだけ早急に実施)
- ②被災度区分判定(地震後、建築物の復旧対策検討のために実施)
- ③被災証明(地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施)



①被災建築物応急危険度判定 二次被害防止 (無料:有資格者のボランティアで実施)

②被災度区分判定(有料)と復旧 (応急危険度判定後の被災建築物の復旧のため) 専門家が詳細に調べて、被災した建築物の残存耐震性を把握し、判定を行い、復旧の方法を決定します。 ※一般的に大規模な建築物に対して実施されます。

③被災証明 (家屋の財産的被害程度認定のため) 被災証明とは、被災者生活再建支援法等による被災者への支援や税の免除等に当たって必要な家屋の被害程度を市町村長が証明するものです。 ※大規模な災害の場合、認定作業まで、相当の期間(1ヶ月以上)を要する場合があります。 ※被災証明の認定内容は、「被災建築物応急危険度判定」「地震保険(保険会社の判定)」と判断基準が異なるため、別途認定を行います。

お問い合わせ先 ホームページ <http://www.city.sakata.lg.jp>
 <<被災建築物応急危険度判定について>>
 酒田市建設部建築課 確認審査係
 ☎0234-26-5749

<<被災証明について>>
 被災証明発行担当課 ()
 ☎0234- -

※地震発生時:コミセン・避難所掲示用